新婚世帯の 新生活を 応援します!

東伊豆町結婚新生活支援補助金

補助金額 夫婦ともに29歳以下の場合

最大60万円

最大30万円



住宅の購入 住宅の賃借 引 越 し リフォーム

対 象 世 帯

- ◆ 令和6年1月1日~令和7年3月31日に婚姻届を提出し、受理された世帯
- ⇒ 夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下であること

- **◇ 他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと**
- → 夫婦共に過去にこの制度に基づく補助を受けていないこと(他自治体も含む)



対象費用等 詳細は裏面へ

申請書類の提出・問い合わせ先

〒413-0411 静岡県賀茂郡東伊豆町稲取3354番地 東伊豆町役場 住民福祉課 子育て支援係

☎ 0 5 5 7 − 9 5 − 6 2 0 4

対象費用

住居費	令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に、婚姻を機として、
	町内に住宅を購入または賃借するために要した費用のうち、住宅の購入
	費、賃料、敷金、礼金、仲介手数料が対象。
	ただし、婚姻より前に購入または賃借した住宅にあっては、婚姻日から起
	算して1年以内に婚姻を機として購入または賃借した住宅であること。
引越費用	令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に、婚姻を機として、
	町内の住居への移転に伴う荷物の移動、運送に要した費用のうち、引っ越
	し業者または運送業者に支払った費用が対象。
リフォーム費用	令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に、婚姻を機として、
	町内の住宅のリフォームに要した費用のうち、住宅の機能維持又は向上を
	図るために行う修繕、増築、改築、設備更新に係る費用が対象。
	ただし、倉庫・車庫に係る工事費用、門・フェンス・植栽等の外構に係る
	工事費用、エアコン・洗濯機等の家具架電の購入及び設置に係る費用につ
	いては補助対象外。

申請の流れ

①申請書の 提出 ②交付決定 交付決定通知

③請求書の 提出 町より 口座振込

提出書類 ★は必須	確認欄
★ 東伊豆町結婚新生活支援補助金交付申請書(様式1号)	
★ 対象住居へ転入後の住民票の写し(世帯全員分)	
★ 婚姻後の戸籍謄本又は婚姻届け受理証明書	
★ 夫婦の令和6年度(令和5年分)の所得証明書	
※4~5月中に申請の場合は、令和5年度(令和4年分)のもの	
貸与型奨学金の返済がある場合年間返済額を確認できる書類	
★ 補助対象費用を証明する書類	
①住居費の場合	
売買契約書または賃貸借契約書 及び 領収書又は受領書等の支払い証明書	
勤務先から住宅手当がある場合、住宅手当支給証明書(様式2号)	
②引越費用の場合	
領収書又は受領書等の支払い証明書	
③リフォーム費用の場合	
工事請負契約書又は請書 及び 領収書又は受領書等の支払い証明書類	

申請期間 令和7年3月31日まで

- ※ただし、交付申請額が予算額に達した時点で受付を終了します。
- ※申請から交付まで1ヶ月程かかるため、できる限り令和7年2月末までの申請をお願いいたします。